

Title	羅馬に於ける社会闘争と社会思想 (二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.10 (1923. 12) ,p.1711(101)- 1777(167)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19231214-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

果して然らば生産者から直接消費者に到ると云ふ所謂直接配給は絶対に行はれないものであらうか、萬一行はれる場合ありとせば如何なる原則によるものであるか、換言すれば直接配給の原理及び其限度如何と云ふ問題が生ずるのである。而して此問題は「社會的勞働組織」としての配給組織の其三結論として更に稿を改めて論述することとする。(一九二三、一一、二三)

羅馬に於ける社會鬭争と社會思想 (二)

高橋誠一郎

七

貴族を強要して法律の公布を行はしめ、當時國內に於ける最高機關たりし十大官職に選任せらるゝの資格を少くとも形式上に於て確保せることは平民に取つて大なる成功であつた。然し乍ら十大官職の廢止並びに執政官職及び護民官職の再興は平民階級の權利を伸長し、國內に於て相争ひつゝある兩階級の和解を有效ならしむる上に於て一退歩と稱せざるを得なかつた。政治的鬭争は依然として其の激烈さを續けて行く。

紀元前四百四十九年、護民官職再興の後幾許もなく、平民の特權は執政官ヴァレリアス及びホレーシアスの提議に由つて百人組議會を通過せる *Leges Valeriae et Horatiae* に依つて確認せられた。斯法の一を以て爾後前述の *Plebscicia* が全人民に對し

て拘束力を有す可きことを規定せられた。而も未だ *pateres* (部族議會若しくは元老院 *Mommsen* に據れば一定の貴族會議 *Röm. Gesch.*, I. S. 265.) の承認は是れに對して法の效力を賦與するが爲めに缺く可らざるものたりしが如くである。 *Mommsen* が種族議會を平民會議より區別せることは既に之を述べた。彼れは種族議會の制定せる所のものは常に *lex* なる名稱を有するも *plebiscitum* は常に平民會議の通過せる決議に過ぎざることを主張する。尙ほ彼れに従へば *Lex Valeria-Horatia* は種族議會を設置し、既述の *Lex Publilia* は之れに奉行の主宰の下に其の提案によつて立法を行ふの權能を賦與し、而して同じく既に一言せる *Lex Hortensia* は平民會議に適用せらるゝものであつて、是れに由つて其の制定せる所のものは *pateres* の是認を必要とすることなくして市民の全般に對して拘束力を有することゝ爲つたのである。 (*Röm. Forsch.*, I. S. 163-6, 200-1, 215-17.)

ヅアレリアス・ホレーシアス法の第二の規定は最も峻嚴なる制裁を以て控訴權を確認した。苟も其の宣告に對して控訴するの道なき一長官に選任せらる可き者は法律的保護の剝奪及び死刑を以て脅かされた。斯くて平民は貴族中より選任せられたる長官の判決に對して種族議會に控訴するの權 (*Provocatio*) を確取した。王政の下に在つては控訴院は部族議會であり、サーヅィアス・タリアスの改革以後に於ては百人組議會であつた。這の控訴權は國王專制の下に於ても許容せられて居つたのであるが、共和政の創設と共に紀元前五百〇九年の *Lex Valeria* が其の承認を以て執政官の義務たらしめたことは既に之れを説いた。而してそは普く死刑若しくは體刑に關する場合には特殊の條例によつて反復強制せられたのである。控訴は都市及び *pomerium* 内に於てのみ惟り有效であつて、陣營内に於て無効であつた。加之ならず、何人と雖も統總の宣告に對しては控訴することを得なかつた。其の後紀元前四百五十五年の *Lex Aternia Tarpeia* に由つて執政官のみならず、護民官及び造營司が其の權威を抗拒する者に罰金 (*multa*) を科するの權を取得するに至りたる時、之れに對する最大限を規定し、之れを超過せる場合には種族議會に控訴することが出來た。而して紀元前三百年の *Lex Valeria* は三度び控訴權を制定した。

ヅアレリアス・ホレーシアス法第三の條項は護民官及び造營司の神聖不可侵な

る性質を法律を以て確認し、*judices decemviri*若しくは *judices* 及び *decemviri* と稱せられたる法官も亦た茲に彼れ等と共に神聖不可侵權を賦與せらるゝに至つた。此の紀元前第五世紀の中葉に於てリツィアスによつて擧示せられたる (*ibid.*, iii. 35.) *judices decemviri*なる文字が連結せるものであつて一種の官名なるや、若しくは *judices* 及び *decemviri* の二語に分解せられて二種の官職を指すや、或ひは又た此の一種若しくは二種の職能が如何なる性質のものなりしやに關しては議論百出して歸結する所を知らない。而も *decemviri* が平民の官吏であることは疑ひなき所であつて、リツィアスの記する所が承認せらるゝならば彼れ等は恐らく *decemviri stitibus judicandis* であつたであらう。種族議會は罰金の科刑に限定せられ、羅馬市民の「首」(*caput*) に係はる場合は之れを百人組議會の裁斷に委したのであるが、種族の會議によつて行使せられたる司法權は克く暴虐なる貴族の嚴罰を抑制するを得たのである。

紀元前四百四十五年、護民官カニユリイアス (*C. Canuleius*) によつて提案せられたる *Lex Canuleia* は貴族及び平民の雜婚を合法化して他の侵入を許すことのなかつた貴族階級の防塞を破壊した。 *conubium* は *matrimonium justum* 即ち正當なる結婚の契約及び凡ゆる其の法律的结果を指すものである。既に一言せるが如く斯くの如き結婚は惟り平等なる地位の人々の間に生じ得るものであるが故に、貴族及び平民は久しく別個の *conubium* を有して居つたのであるが、是に至つて兩階級は此の點に於て平等化せられたのである。 *conubium* の讓與に由つて平民をして貴族階級に特有なる宗教的儀式並びに公共の爲めに諸神の意志を確むる徵卜 (*auspicia*) に参加せしむるの道を開いたのである。「徵卜」は即ち「鳥卜」である。此の語は其の本來の意義に於ては鳥によつて示されたる徵候を注視することを意味する。然しながらそれは又た他の徵候にも適用せられた。斯くの如き徵候の觀測は將來の事象に關する解答を得んが爲めに之れを行ふに非ずして、單に或る特殊の行動が之れに關係ある神の意に適ふや否を確むるを目的とする。羅馬人はジュピターが一切の計畫に對して其の賛否の徵候を人間に示すものであり、其の徵候は一定の人々が之れを解くことを得るものと考へてゐた。各個の私人は其の意の儘に自己の必要の爲めに這般の前兆を請求し解釋することが出來た。然しながら國

家の爲めに前兆を請求する事は惟り公共の代表者にのみ許容せられた。 *auspicia publica populi Romani* 即ち公徴卜の制度は解徴師 (*augures*) の團體 (*collegium*) の管理の下に置かれてゐた。此の團體のみが斯般の儀式に關する傳統的知識を所有し、斯くの如き前兆を正確に解釋す可き關鍵を支持する。

天啓の徴候は求めに従つて顯るゝ場合と、求められずして自から顯るゝ場合とがある。是れ等は五種に分たるゝことが出来る。第一は鳥の示す徴候 (*signa ex avibus*)、第二は霹靂紫電の如き天象 (*signa ex caelo*)、第三は餌を攝る際に雛鶏の示す態度に顯るゝ徴候 (*signa ex pullaria*)、第四は爬虫及び四足獸等の動物が一定の地域を進行する間の叫聲若しくは運動 (*signa pedestria* 若しくは *signa ex quadrupedibus*)、第五は恐怖す可き現象によつて與へられたる前兆 (*signa ex diris*) である。解徴師の團體は固と三名の貴族より成り、其中、一名は王であつた。王政時代に其の員數は倍加せられたのであるが、平民が之れに加るとを得たのは紀元前三百年の *Lex Ogulnia* であつて、其の員數は九名に増加し、四名の貴族と五名の平民とより組成せられた。共和政の末期に至つて其の數はスラの下に十五名に増加し、最後にジュ

リアス・シーザー (*Caius Julius Caesar*) によつて十六名に増加せしめられた。解徴師の職は政治上重要な意義を有したるが爲めに之れに就かんとするの要望大にして、門地高く名聲優れたる人々のみによつて占有せられた。解徴師の職は終身であつて、他の聖俗の顯職を保持することを妨げらるゝことがなかつた。此の團體中の缺員は固と其の團員の投票によつて之れを充したのであるが、紀元前百〇四年以後に至つて其の職は選舉に由るものと爲り、種族が豫め薦舉せられたる候補者の一人を選択すると爲つた。羅馬の徴卜學は主として成文傳説に基くものである。這般の傳説は半ば最古の實際的技術の便覽たる *Libri Augurales* 中に半ば一定の場合に元老院の質問に對して與へられたる解答の聚集たる *Commentarii Augurales* 中に包含せられてゐた。

八

闘争は流血を伴ふことなくして繼續せられた。然しながら貴族が其の外戰政策を發展せしめて自己を殷富ならしむるに連れて、彼れ等は國內に於ては平民に對して次第に慇懃を加ふるに至つた。蓋し彼れ等は平民の協同なくして其の對

外政策を遂行すること能はざりしが故である。嘗だに護民官は黙認す可らざる最高長官の行爲若しくは元老院の布告に對して干渉權を行使せるのみならず、元老院自身も亦た執政官の行爲を抑制せんことを護民官に訴へた。紀元前四百三十一年、護民官は元老院の訴へに由つて禁錮を以て執政官を脅し、彼れ等をして元老院の宣告に従ひ、チユバータス(A. Postumius Tubertus)を總統に任命するの己むなきに至らしめたのである。護民官が元老院に現れて、其の討議に参加するの職權は終に承認せられた。護民官の行動が以前の如く其の成員多數の力に依らずして單に其の一員の力に依つて其の同僚の決議を無効に歸せしむるを得るの一事によつて著しく妨げられたのは凡そ紀元前三百九十四年のことであつたであらう。貴族の企圖に資する所頗ぶる大であつた這般の抑制はチベリアス・グラカス(Tiberius Sempronius Gracchus)によつて制壓せらるゝに至るまでは除去せらるゝことがなかつた。

紀元前第四世紀に於て平民は重要なる政治的及び經濟的進歩を行つた。三百六十七年を以て護民官ライシニアス(Caius Licinius Calvus Stolo)及びセツクスシアス(Sextus)の法案は長き妨害的論争の後に採用せられた。紀元前四百四十五年以來約八十年に亘つて行はれたる平民をして執政官職に就くことを得せしめんとする必死の闘争は茲に平民の勝利に歸して Leges Liciniae の一は執政官の一人が平民たる可きことを規定するに至つた。貴族の根本政策は表面上暫く平民の要求に對して讓歩を行ひ、之れを満足せしむると共に、事實上其の特權の本體を出來得る限り保留するに在つた。斯くて執政官職に對する執拗なる平民の要求は本來の執政官の職能よりして固と奉行、監察官及び上級造營司(curele adiles tribuni)に屬せる一切の任務を順次分離せしむることゝ爲つた。彼れ等が貴族より強請せる最初の和解は百人組議會が執政官に代へて執政官の權力を有する軍事上の護民官(tribuni militares consulari potestate 若しくは imperio)を選出するの自由を得たことである。即ち紀元前四百四十五年を以て護民官カニユリアスが平民と雖も執政官職に選任せらるゝの資格あることを宣明せる法案を提出したる時、貴族は之れに對して猛烈なる反對を試みたのであるが、彼れ等は終に細心なる注意を以て事實上の讓歩たるの觀を有するも、殆んど形式的に過ぎざる讓歩によつて其の

攻撃を回避したのである。四百四十四年を以て百人組議會は毎年常例の如く執政官を選出するか、若しくは之れに代へて貴族及び平民の兩者より平等に選任せられ得可き前掲執政官の権力を有する軍事上の護民官と稱せられたる長官を選任す可きことが協定せられた。然しながら各年是れ等二種の官吏の中孰れを任命す可きかを決定するは元老院の権内に存したるが如くである。加之ならず、謂ゆる執政官の権力なるものは決して完全に近いものではなかつた。民勢調査に關する執政官の任務は分離せられて監察官職と稱する新たなる貴族の官職に移された。執政護民官の數は初め三名であつたが、紀元前四百二十六年より同四百〇六年に亙つて二個の場合を除いては四名であつた。同四百〇五年に其の數は六名に増加した。而して吾人が往々にして八名の執政護民官を云々せらるゝことあるは、彼れ等と執政官職の任務を分ち、或る程度まで其の同僚と看做されたる監察官を包含すること殆んど疑ひなき所である。少くとも一個の地位は常に貴族の爲めに留保せられたるが如くである。恐らく奉行職の前身たりし司法事務を掌れる職分は是れであらう。

紀元前四百四十四年に行はれたる最初の選舉に於て一名の平民は之れに當選したのであるが、此の選舉は直ちに手續に反則なるものありしが爲めに無効なること發見せられ、平民は敏速に貴族の長官によつて置き換へられた。紀元前四百年に至る次ぎの四十四年間に於て一人の平民と雖も、執政護民官に選任せらるゝことがなかつた。而して此の期間を通じて執政護民官は僅かに二十三回選任せられるのみなりしに拘らず、紀元前四百四十四年より同四百〇九年に至る三十三年間に執政官の選任せらるゝことは二十回に及んだ。紀元前四百年よりして高潮せる民衆的感情は平民の任官を見るに至らしめた。然しながら民意を操縦し、之れを挫折せしむるの方法は十分に備つて居つた。而して貴族の政策は飽く迄も大膽であつて確乎たる組織によつて行はれたるが爲めに、リシニアス法第一の規定が紀元前三百六十七年を以て執政護民官職を一掃し、久しきに亙れる貴族の優越を破壊し、平民に對して執政官職を開放するに至るまでは、政權の平等は全然有名無實の状態にあつたのである。最初の平民の執政官は紀元前三百六十六年に選任せられた。(Hunter, op. cit., pp. 27-28.)

リシニアス法は又た何人と雖も公地 (ager publicus) の五百ジュゲラ (jugera) 以上を占有することを得ざること及び債務に對する利子は元本より控除せられ、而して其の差額は三ヶ年内に支拂はる可きことを規定した。羅馬が伊太利亞の征服に際して行へる不斷の戦闘は其の富源を脅すものであつた。戦争はカルタゴ人に見るが如く掠奪と納貢とを取得するの手段として使用せられ得るものである。然るに羅馬人の領地の状態及び其の政策の性質は斯くの如く戦争を利用するを不可能ならしめた。羅馬人に取つては戦争は是れに由つて版圖の増加を得て、軍事的植民地を建設するを得ざる限り、何等直接の利益を齎すことなき持續的努力であつた。是れすら戦争の影響する所最も嚴烈なる國力の一要素、即ち人口の流出を來すものであつた。カルタゴの軍隊は大部分傭兵から成り立つてゐた。而して是れ等軍隊の一を失ふことは其の貨幣上の損失ではあつたが其の人民を失ふものではなかつた。之れに反して羅馬共和國の軍隊は民兵より成るものであつて、兵役の負擔は其の所有地の有效なる耕作と兩立し得ざるものであつた。古代よりして羅馬市の政策は低廉なる食物の供給を助長するに在つた。其の結果

は必然農業階級殊に又た小農民の利益を抑壓しなければならなかつた。第二マケドニア戰役(紀元前二百年より同百九十七年に至る)時代以後羅馬の兵士は常に國外より輸入せられたる食料を以て支持せられた。而して西班牙及びシ、リアよりの穀物の供給は低廉なる價格を以て庶民に販賣せられた。(Mommesen, op. cit., II. S. 371.)。是れより先き農民は公有地の廣大なる面積を占有し、之を耕すに奴隷勞働を以てせる富者の競争によつて脅されねばならなかつた。リシニアス法は斯くの如き階級に對して二重の打撃を與へんことを企圖せるものであつた。即ち同法は一方に於ては總べての人の保有し得るジュゲラの數を限定し、他方に於ては資本的農民が所要の勞働の半ばを雇傭す可きことを主張して市民に生計の餘地を與へんことを期したのである。借入資本の賦拂として利子の支拂を取扱へる同法の他の規定は小農民の援助を目的とせるものであつた。前者によつて平民は被征服領土の配分を受くることを得、後者によつて彼れ等は著しく其の負債より生ずる負擔を軽減せられたのである。然しながら當時に於ける一般の經濟的傾向は彼れ等に非なるものであつた。彼れ等は有利なる輸出品を供給する

葡萄園及び橄欖林の經營を企圖することを得なかつた。(Mommson, op. cit., I, S. 211)。大地主は葡萄酒を輸出するが爲めに船舶を所有し、穀物を生産するよりも寧ろ之れが輸入を計つたのである。牧場の經營も亦た資本を要するものであつて、富者の手中に存したのである。而して穀物の輸入増加は小農民より生産物の市場を奪つたのである。(W. Cunningham, An Essay on Western Civilization in its economic aspects, Ancient Times, 1902, pp. 155-156)。同法は尙ほ公有地に於ける家畜を限定した。

平民は又た同法によつて神巫の書管理官 (decemviri sacris faciundis) たることを得るに至つた。茲に謂ゆる「神巫の書」は固くソロン (Solon) 及びクロス (Kuros) の時代に於て小亞細亞なるイダ山上のガーヂス (Gergis) に於て成り、ガーヂスなるアポロンの殿堂に葬られたるヘリースポンドスの神巫に歸せられたる希臘の六音歩詩より成る神託の集輯であつて、エリトレ (Erythrae) を經てクメ (Cuma) に至り、最後に最終の王政時代に羅馬に齎されたるものである。傳説は言ふ、クメの神巫がタークイニアス・スーパーバスの前に現れて、九卷の書の購入を求めたる時、王は其の要求せる價格の法外なりしが爲めに其の購入を拒絶した。是に於て乎、彼の

女は其の三卷を焚き、而して初めの價格を以て残りの六卷を提供した。再度拒絶せらるゝに及んで、彼の女は更らに三卷を焚き、残りの三卷に對して彼の女が曩きに九卷に對して求めたる同一の價格を求めた。「傲慢王」は此の態度に驚愕して此の書を購入した。此の書はジュピターの殿堂下の窖に保存せられた。此の書が紀元前八十三年ジュピター殿堂の焼失と共に失はるゝや、元老院は種々なる地方、殊にイリオン (Ilion)、エリトレ及びサモス (Samos) に散布せる同様の神託を蒐集するが爲めに使節を派遣した。而も此の新たなる集輯は紀元四百〇五年の頃までバラチヌス丘 (Mons Palatinus) なるアポロンの殿堂内に殘存したのであるが、スカリロ (Flavius Sticho) によつて焚かれたと稱せられてゐる。タークイニアスは此の書の管理を貴族階級に屬する二人の特殊團體に委託したと傳へられてゐるが、今や紀元前三百六十七年のリシニアス法を以て其の數を十名に増加し、半ばは貴族、半ばは平民より成るものと定められた。而して紀元第一世紀に於て(恐らくはスラの時代)更らに五名を増加した。斯くて當初の *duumviri sacris faciundis* は *decemviri* を經て *quindecemviri* と爲つたのである。彼れ等は前執政官若しくは前奉行た

ることを普通とした。彼れ等は終身其の職を奉じ、凡ゆる他の公務を免除せられた。是れ等神託の利用は初めより國家の獨占する所であつた。是れ等のもの諸ふは將來の事件の爲めにするに非ずして、疫癘、地震等の如き大災害の場合及び兇事の前兆を消滅せしむるの手段として用ひられたのである。公衆に傳達せらるゝは神巫の書によつて命せられたる滅兆の儀式のみであつて、神託其の者ではなかつた。其の管理官は同書を安全に保管し、其の秘密を遵守し、元老院の命令によつて之れに諮ひ、彼れ等が其の内に看出したる言辭を解釋し、而して是れに由つて必要と爲れる方法を實行せしむるの義務を有してゐた。特に彼れ等は神巫の書によつて誘入せられたるアポローン、レア (Rhea, Magna Mater) 及びセリースの禮拜を司つた。

九

民勢調査に關聯せる執政官の任務が執政官職より分離せることは貴族の勢力を維持する上に於て賢明なる行動であつた。執政官は民勢調査を行ひて凡ゆる市民の軍務を統制し、大不淨拂 (Iustum) に際して軍神 (Mars) に豕 (sus)、牡羊 (ovis) 及び牡牛 (taurus) 等の犠牲 (suovetaurilia) を献納するの儀式を伴へる百人組議會に於ける投票者名簿の毎五年目の訂正を行つた。彼れ等は又た新元老院議員を任命した。貴族は甘じて斯くの如き大勢力を單なる平民たることあり得可き執政護民官の手中に委することが出来なかつた。斯くて彼れ等は貴族の支配の下に之れを保留せんことを工夫した。監察官職は紀元前四百四十三年に設定せられた。監察官の數は二名であつて、百人組議會によつて選任せられた。初め彼れ等の任期は兩登記の間に存する規定の期間たる五ケ年 (Iustum) であつたが、紀元前四百三十四年の Lex Emilia によつて彼れ等は一ケ年半のみ在職し、五ケ年中の殘餘の期間は其の職を空虚たらしむ可きことが規定せられた。而もそは一定の目的の爲めに延長せらるゝことが出来た。監察官は民勢調査の前夜に烏トを行ひ、翌日其の傳令は人民を彼れ等が紀元前四百三十四年以後鴻臚館 (villa publica) 元老院が其の附近なる戰の女神ベローナ (Bellona) の殿堂に於て謁見を許したる外國大使及び戰爭より歸れる羅馬の將軍に當てられたる建物中に官邸を有したる軍神平野 (Campus Martius) に召集する。各種族は順次彼れ等の前に現れ、而して其の

人民は現存の臺帳に従つて個々に呼び出される。各人は宣誓して其の年齢、自己の姓名、其の父、妻、子の其れ、其の住所及び其の財産の高を陳述しなければならぬ。是れ等の事項は監察官の副官によつて名簿中に記入せられる。諸領土 (provincia) の民勢調査は其の總督によつて提出せられる。伊太利亞境域外の軍隊を數ふるが爲めには特殊の委員が存してゐた。監察官は新名簿を作製するに際して當だに人民の財産のみならず、其の操行をも亦た考察する。大祓は各民勢調査の終末と共に、普通監察官就任の翌年五月に行はれる。大衆は彼れ等が新たに編入せられたる階級の武装を整へ、或ひは騎馬或ひは徒歩にて軍神ヶ原に整列する。監察官中の一人が抽籤を以て之れを統率するの任務を帯びる。前記の犠牲は三度び全軍隊を圍つて牽き廻されざる後、監察官の祈禱に連れて軍神に捧げられる。彼れは此の祈禱中に於て羅馬人民の力が増加廓大せらるゝを得ると、若しくは(後世に於ては)毫も減少することなくして維持せらるゝを得可きことを懇願した。而して後、彼れは其の旌旗の下に軍隊を市門に導き、此處に之れを解散する。其の間に彼れ自身はラストラムの完了せる紀念として一殿堂の壁に一本の釘を打ち込み、國庫 (Aerarium) 中に新たなる市民名簿を預け入れる。

平民の監察官が初めて選任せられたのは紀元前三百五十一年のことであつて、此の官職が設置せられてより約一世紀の後であつた。今や平民が容易に元老院に入ることを承認せらるゝの道は開かれたのである。紀元前三百三十九年 *Lex Publilia* の一は兩監察官中の一名が平民たらざるを得ざることを規定した。然しながら大祓の犠牲を供ふるの儀式は同二百八十年に至るまで平民の監察官によつて執行せらるゝことがなかつた。監察官は各市民の支拂ふ可き財産税の高を決定し、後に至つては賦課の大部分を請負人に請負はしむるの契約を締結し、收入徴收を目的とせる一定の配備を監督した。護民官は監察官が民勢調査を行ふに際して取れる行動に對しては否認權を有することがなかつた。洵に彼れ等の任務の中、民勢調査に關する範圍内に於ては、彼れ等は單に其の就職及び辭職の際に行へる宣誓によつて良心に束縛せらるゝものであつて、他に何等の責任なきものであつた。彼れ等は毫も執行權を有せざりしが故に、一のリクトルをも有することなく、單に送達吏 (*viatores*) 及び傳令官 (*praecoens*) を有するに過ぎなかつた。彼

れ等の徽章は高官の椅子 (*sellia curulis*) 及び紫の外衣であつた。此の官職は明かに團體的性質を有するものであつて、監察官の一人が死亡する時は他の者は辭職した。前に述べた監察官の糺斷と刑罰とは次回の民勢調査まで繼續した。之れを批准するが爲めには兩監察官の同意を必要とした。而してそは直接に男子のみに影響し、女子には及ばなかつた、彼れ等は騎士團及び元老院に對して特殊の監督を行つた。彼れ等は元老院議員を選舉し其の不相當なる者を排斥し、而して高官に就きたる者の如き、元老院議員の新候補者を顧みざるの權能を有してゐた。即ち其の官職を辭して後、次ぎの民勢調査まで元老院に於て其の意見を表明するの權利 (*ius sententiae dicendae*) を有したる上級長官は元老院に入るの認諾を要求し得るのであるが、監察官は次ぎの民勢調査に於て特殊の理由を述べて之を顧みざる事が出来た。騎士は一般民勢調査の終了後、各自其の馬匹を牽いて公所 (*forum*) に於ける監察官の前を別々に過ぎなければならぬ。茲に老朽者若しくは虛弱者は當然罷免せられる、若し或る騎士にして其の馬匹に對する注意を怠るが如き其の階級に屬するの資格なきことが此の際に發見せらるゝか、若しくは豫め發見

せられたる場合には、彼れは之れより放逐せられる。其の缺員は一般民勢調査に基きて之れに適せりと看做れたる者の中から補充せられる。凡そ四世紀間力強き存在を續けたる後、監察官職は紀元前五十八年 *Lex Clodia* によりて初めて直接の攻撃を受けた。同法は數年後に於て廢止せられたが、監察官職は内亂の間に中絶の状態に陥り、而して間發的に復興せしめられたる後、事實上終滅するに至つた。帝政時代に於ては監察官は別個の官職たることなきに至つた。皇帝中監察官の稱號を取つたものもあつたが、其の職は紀元前二十二年を以て消滅した。皇帝は民勢調査を行ふの權を自己の手中に保有した。彼れは概して一般道德の統制者 (*Præfectus morum*) として行動し、又た新元老院議員を選任し、公建築の管理の如きは之れを特殊の團體に委ねた。

十

貴族が漸次平民に其の權力及び特權を分配するの已むなきに至つた時、彼れ等が必死の力を以て司法の獨占的支配を固執せることは既述の如くである。奉行職はリシニアス法の一によつて執政官の自餘の職能が平民に分配せられたる時、

彼れ等が此の司法權を保留する特殊の目的を以て創設せられたものである。總べての重なる内國長官(執政官)奉行造營司(questor)、監察官(監官)並びに領土總督及び主僧は其の官職上の注意を要するが如き顯著なる事件若しくは重要な任務に關して布告(edicta)を發するの習ひであつた。

edictum は公の集會若しくは競技の告知の如く一時的の場合と、奢侈を戒むる監察官の布告の如く永久的の規定を有する場合とがある。布告は單一の事項のみに關して發せらるゝ場合と新長官の一般施政方針の綱要である場合とがある。這般の一般的布告は著しく專斷の害惡を除去するの效果あるものとして重んぜられた。而して長官は就任に際して斯の如き形態に於て其の公務の執行に際して遵奉せんことを期せる原理若しくは準則を公にすることが慣習と爲つた。這般の布告は一時若しくは臨機の宣言に對して「持續的布告」(edictum perpetuum)と稱せられた。それは管だに口頭の告知によつて傳へらるゝのみならず、白標に銘せられて、公所内の何人も容易に之れを讀み得可き位置に掲げられる。市奉行及び外國奉行並びに上級造營司によつて發布せられ、其の在職の期間を通じて法律上の

救濟を許與し若しくは拒絶するに際して遵奉せんことを期せる準則を表示せる布告は地方總督及び凶事奉行の edicta provincialia に對して edicta urbana と稱せられる。造營司の布告は此の階級に屬する市場に關するものである。總べての布告中、特に重要なものは奉行の布告である。奉行は其の布告中に彼れが正規の法廷及び其の自意の司法權の手續を整へ、而して十二銅標の成文的規定若しくは其の後の法制によつて包括せらるゝの觀なき案件を裁斷するに際して遵奉せんとする準則を表明する。木、石若しくは青銅に記されたる是れ等の布告は古代に於ては必要ある場合に限つて發布せられたのであるが、後世に至つては奉行は其の職に就くに際して正規的に之れを公布した。是れに由つて法の硬化を防止し、十二銅標の規定をして都市生活及び對外的關係の變化に對して自然的に適合するを得せしめたのである。

洵に此の布告は之れを發布したる奉行の任期終了後に於ては何等の效力をも有することがなかつたのであるが、各新奉行は大體に於て其の前任者の布告中に看出されたる準則を遵守せるの常であつた。而して彼れが前布告中より自己の

布告中に移せる部分を稱して *edictum tralatium* と云ふ。彼れは法律上に於ては毫も斯くの如き準則を承認するの義務なきものであつたが、實際上に於ては殆んど此の點に於て任意自由なることを得なかつた。紀元前七十三年に奉行たりし ヴェルリーズ (*Caius Verres*) は彼れが其の前任奉行より受け繼げる布告を任意に變更せることを非難せられた。(*Marcus Tullius Cicero, in Verr. I, 40-47*)。斯くて布告は遂に年々歳々殆んど何等の變化をも加へらるゝことなくして傳へらるゝに至つた。附加によると變更によるとを問はず、一奉行の任期間に於ける「持續的布告」の專斷なる改正は又た甚しき不安と嫌惡とを以て迎へられた。然しながら約紀元前六十七年に至るまでは奉行が自己の宣言を墨守す可き保證は憲法上の慣習を除いては存在しなかつたのであるが、同年の *Lex Cornelia* は奉行が其の布告より離るゝを不法なりと宣言した。斯くて終始反復せられたる準則の永續的核心は本然の法 (*leges*) と相並んで慣習法の泉源として承認せらるゝに至り、終に皇帝へ *ドリエーヌス* (*Publius Aelius Hadrianus*) の下に *シッポルニウス* (*Salvius Julianus*) は紀元百三十一年に永續的布告に系統を興へ、そは皇帝の命令によつて法の效力を受くるに至つた。此の法令集は市奉行及び地方に於て司法を行ひつゝある他の奉行、地方執政官 (*proconsul*)、即ち羅馬市外の特定せられたる地域に對して執政官の權能を委任せられたる官吏であつて、之れを任命する正規の方法は其の任期盡きて退職せんとしつゝある執政官の職權を延長するに存する (*prorogatio imperii*)。而も例外として概して執政官職を奉じたるとある他の者が任命せらるゝ場合がある。地方奉行 (*Propraetor*) 及び造營司の永續的布告を包括する。此の *jus honorarium* (此の名稱は高位 (*honores*) を有する者、即ち長官等が此の法の部門に對して其の權威を興へたるによるものである) 中には *jus praetorium* 及び *jus aedilicium* を包含するものである。皇帝及び市長官 (*praefectus urbi*) 及び近衛兵司令官 (*praefectus praetorio*) の如き其の官吏も亦た之れを發布するの權を有してゐた。

十一

二名の平民の造營司が護民官の副官として紀元前四百九十四年を以て初めて選任せられたことは既に之れを述べた。彼れ等は最初は恐らく護民官によつて任命せられたものであらうが、四百七十一年に至つて彼れ等と等しく又た彼れ等

を議長として平民全體によつて選任せらるゝことゝ爲つた。而して次第に新たなる任務が彼れ等の肩上に荷せられて、彼れ等は漸次獨立の長官と看做さるゝに至つた。紀元前三百六十七年に奉行職が設置せらるゝと共に、二名の上級造營司を選任することが貴族と平民との間に協定せられた。彼れ等は最初貴族團體のみから選出せられたのであるが、翌年、一年交代に貴族及び平民より選任せらる可きことが協定せられ、直ちに又た兩階級より無差別に選出せらる可きものと爲つた。最初の上級造營司は紀元前三百六十五年に選任せられた。彼れ等に割當てられたる主たる任務は兩階級の共和を紀念するが爲めに前述せる「羅馬競技」を盛大に舉行するに在つた。一執政官の司會の下に種族議會に於て年々選出せられたる彼れ等は其の地位こそ低くけれ、最初よりして全人民の官吏であつた。彼れ等は彼れ等が其の名稱 (*aediles curules*) を獲たる高官椅子 (*sella curulis*) に座し、官標として紫縁外衣を着してゐた。彼れ等は地位に於て又た其の權限に於て平民の造營司の上に立つものであつた。即ち彼れ等は後者が單に罰金を科するを得たるに過ぎざる市場の事務に民事裁判權を行使するの權利を有して居つた。兩者

の任務は略々同一であつて、キケロによつて三項目に概括せられてゐる (*in Verri, V. 14*)。第一に、彼れ等は *curatores urbis* 即ち市域の長官にして治安行政及び公共衛生の事務官であつた。彼れ等は街路を清め、舗き、且つ改善し、若しくは之れを行ふの義務を有する者を鼓舞し、市街の交通をして障害なく行はしめ、絶えず殿堂、公共の建築物並びに下水渠及び上水道の如き營造物を修繕し、是れ等の營造物及び防火装置を整備せしめて都市及び其の外部一哩の周圍内の街路及び建築の管理を行ひ、浴湯、旅舎、及び遊女屋の検査、公共の秩序及び禮節を危くする一切のもの、例へば危険なる競技、奢侈禁止法違反、外國宗教の誘入等の抑制等を包含する健康及び道德の管理を行ふものである。第二に彼れ等は *curatores annonae* 即ち市場の検査官にして輸入穀物の蓄藏及び分配の事務官であつた。彼れ等は市場に於ける交易を監督し、市場に於て秤量及び尺度並びに貨物の品質を検査し、特に穀物の買占めを行ふ者に對する禁止的方法と食料の買入及び寛宏なる配分 (*cura annonae*) の兩者によつて食料品の價格を抑制し、而して金融市場に關しては高利禁止法を侵害せる者を檢舉す可きものであつた。第三に造營司は *curatores ludorum saecularium*

即ち公競技の舉行を監督するものである。本來凱旋の將軍がジュピター大神の爲めに舉行せる「羅馬競技」及び「大母神競技」(Ludi Megalenses)は上級造營司「平民競技」は平民造營司に委ねられた。(第二カルタゴ戰役中に開始せられたる「アポローン競技」(Ludi Apollinares)のみが共和政時代に於て奉行の管理に屬してゐた)。彼れ等は「羅典休日」に於ける祝祭の管理を行つた。是れ等公の競技と並んで生誕、結婚、若しくは葬式等特殊の場合に私の演技が屢々協會、家族及び個人によつて行はれた。其の目的は單に公衆を喜ばしむるに存する場合と、金錢を調達する場合とがあつた。造營司は自己の給付せる競技の費用を一部分は國家の準備せる高より(而も斯くの如き金額は後世に至つては全然其の巨額の需要に應ずることが出来なくなつた)、一部分は罰金の収入より(此の種の収入は又た公建築物にも費された)、又た一部分は彼れ等自身の懐中より支出した。其中、國家の準備金は後世に至つては全然其の巨額の需要に應ずることを得ざるに至り、罰金収入は又た公建築物にも費されたるが故に、造營司が自ら支出せざるを得ざる金額は次第に巨額と爲り、其の職に就くことは甚しく費用大なる奢侈と爲り、資力のさまで大ならざる者は漸次

之れに就くこと能はざるに至つた。野心家は民望を贏ち得て更らに高き地位に就かんが爲めに競技の準備に莫大なる高を投じた(造營司職は之れに對する踏石として必要なるものではなかつたが)。キケロの時代に於ては上級造營司職の法定年齢は三十七才であつた。紀元前三百六十六年以來、其の數は變じなかつたのであるが、紀元前四十四年にシーザーは二名の造營司、即ち平民の *adiles cerialis* を増加し、穀物の配給 (*cura annonae*) 及び「穀神競技」(Ludi Cerialis) の管理は惟り彼れ等のみ

に委せられた。

平民の造營司に對しては尙ほ(一)公有地の法定限度以上を占有する者(二)公有牧場に法定數以上に大小の畜類を放牧する其の借手、並びに(三)不法なる利率を搾取する貸金業者、換言すれば、特に平民の利益を害するものと看做されたる一切の者に對して起訴するの任務が與へられた。造營司(或ひは曰く、單に上級造營司)は就任に際して布告若しくは執職の準則を發した。而して彼れ等は妨害、有害なる食料、不正秤量、窮乏時に於ける貪慾なる蓄藏等の場合に罰金を科するの力を賦與せられてゐた。彼れ等の裁判權は主として賣却、而して大部分穀物、奴隸及び家畜の

其れに關して行使せられた。此の *jus edilicium* は *jus honorarium* の一部と看做された。帝政の下に於ては造營司の職は其の任務の或る者が別個の官吏に交付せられたるが爲めに殊に其の司法權と其の競技の管理とが奉行に譲渡せられたるが爲めに著しく其の重要さを失つた、而してそは著しく蔑視せられ、オーガスタス (Caius Julius Caesar Octavianus) すら之を以て享有産たらしめ、若しくは護民官職を以て奉行職に選任せらるゝの一條件たらしめ、而して其の後の皇帝は屢々強制的に之を補充しなければならなかつた。紀元第三世紀の交、アレクサンダー・シーヴィラ (Marcus Aurelius Alexander Severus) の時代に至つてそは全然消滅せるが如くである。

十二

而して總統職も亦た紀元前三百五十六年に至つて平民の前に開かるゝに至つた。又た紀元前三百年の *Lex Ogulnia* によつて爾後八名の主僧中の四名及び八名の解徴師中の五名が平民たる可きものと爲つた。ポンポニアス (Sextus Pomponius) は十二銅標の保管、訴訟手續の形式に關する知識及び法律を解釋するの權利は古代に於ては當時貴族の官吏たりし主僧の團體に屬して居つたことを述べてゐる。

法の要點に關する知識を與へんことを公言せる量初の人は紀元二百八十年に執政官たりし最初の平民の主僧長チベリアス・コランカニアス (Tiberius Coruncanius) であつたと稱せられてゐる。然しながら翌二世紀の間、法律上の問題を解釋するの事務は主として高き公職を奉じたる老貴族に屬するに至りたるの觀がある。而も約紀元一世紀頃より職業的民法學者の階級の存在を見るに至つた。

紀元前三百〇四年に至るまでは法律に關する完全なる知識が貴族より奪取せらるゝことがなかつた。此の年に釋放民 (*libertini, libertus*) の子であり、公書人及び公證人を業とし、紀元前三百十二年より同三百〇八年に互つて監察官、三百〇七年及び二百九十六年に執政官たりし盲エピアス・グロシウス (Appius Claudius Cecus) が釋放民の政治的勢力を増加せんとするに當り其の秘書として使用せられたるフレヰヴィアス (Cneius Flavius) は貴族及び主僧に限られたる諸種の訴訟手續に適當なる諸形式及び法律的手續を取るに適法なる時期に關する知識を取得し、此の神聖なる知識の全部を公にした。フレヰヴィアス曆及び専門的書式一覽は *Jus Flavianus* として知られる。彼れは其の後、クローディアスによつて元老院議員に舉

げられ、紀元前三百〇三年を以て上級造營司に選任せられた。吾人に傳存せざる *De Usurpationibus* なる著作はクロデーアスに歸せられてゐる。

而して紀元前二百八十七年の *Lex Hortensia* によつて種族議會の決議が修正、抑制若しくは遲滯なく、直接に全羅馬人民を拘束す可きことを規定せられたる時、平民の勝利は完全と爲つた。(或ひは曰く、貴族と平民との間の區別が消滅したる時、平民會議 (*concilium plebis*) は種族議會と爲つた)。種族議會は共和政の後期に於ては最も一般的なる國家の立法機關と爲つた。百人組議會は猶ほ依然として執政官選舉の機關として存續し、又た彼れ等が職務上の行爲に對して責任を帶び、刑事訴訟の大審院として行動し、而して宣戰媾和の問題を終結する其の本來の權力を保持した。古き部族議會は共和時代を通じて漸次其の重要な意義を失ひ、重要ならざる宗教上の事務を處理する純然たる形式として存續した。他方に於て元老院は依然統治權の發動に際して大なる役割を演じた。本來貴族の壘壘であつた元老院は最後まで貴族的性質を維持した。兩階級融合以後に至つて元老院議員は事實上高位の長官職を奉じたる者に限られた。斯くてそは國內に於ける

最も秀拔老熟なる政治家を抱擁するに至つた。理論上に於ては其の職能は單に勸告的のものであり、其の決議 (*senatus consulta*) は *Populus Romanus* の會議に於て承認せられたる決議にのみに存したる法 (*lex*) の性質を缺いて居つた。然しながら政務の一定部門は全然元老院によつて管轄せられ、同院は事實上人民の團體と同等ならしめらるゝに至つた。羅馬の所領が著しく擴張せられたる以後に於ては殊に其の然るを見たのである。外國民並びに羅馬の臣民及び同盟者との關係は殆んど全く元老院の手中に存した。而して國家の財政及び社會的及び政治的特權の統制に就いても亦た其の然るを見たのである。元老院の主たる任務は凡そ次の如きものである。

第一は宗教の管理であつて、同院は帝政時代に於ても猶ほ之れを保持して居つた。其の中には國教の維持、外國宗儀の誘入、巫女の書に諮ふの手筈、祭典、競技、祈禱及び感謝祭日の新設等が含まれる。第二は國有財産及び財政全般の管理、並びに支出、即ち國有地の拓殖及び配分、公園の建設及び維持、軍隊、競技等に對する收入の統制であつた。帝政時代に於ては元老院は又た國庫 (*erarium*) が皇帝の私財 (*fiscus*)

と混同せらるゝに至るまで名義上之れを支配するものであつた。第三に外務に關しては、元老院は、宣戰、司令官の任命、軍隊の召集及び戰稅の徵收、領土、凱旋式及び其の他の如き報酬の決定並びに平和の締結及び條約の批准に對して著大なる勢力を有してゐた。加之ならず元老院は大使を任命し、外國使節を迎へて之れを引見し、而して羅馬人民の同盟者及び味方の稱號の如き榮譽の表號を贈與し、外交に關する一切の事項に於て最高の權力を有して居つた。羅馬人民に對して臣民たるものに對しては元老院は特に領土の割當てに關する範圍に於て殆んど至上の權威を行使した。帝政時代に在つては、それは單に元老院領(帝領に對するもの)のみを支配することゝ爲つた。元老院は猶ほ往々にして平和の締結及び條約の批准及び同盟國との事務に關して諮詢を受け、且つ又た神として祭ること (consecratio) 若しくは彫像及び凱旋式の如き榮譽を授與するの權利を有して居つた。他方に於て其の軍事上の勢力は最早皇帝の軍事上の權力と並行を持續することを得なかつた。第四に元老院は共和政時代を通じて長官によつて人民の前に致さる可き立法的提案を準備し、人民の通過せる法律が形式の點に於て缺點ある場合には

之れを無効ならしむるの權利を有して居つた。其の決議も亦た一種の時效の力によつて著大なる律令的權威を有して居つた。人民の立法權が全然廢止せられたる帝政時代に於てはそれは完全に法律其の者に等しき權威を有するに至つた。然しながら、皇帝は毎年元老院より一月一日を以て彼れが獨立の條例に對して遵服の宣誓を強要せるが故に、それは單に皇帝の意志の形式的批准に外ならざるものであつた。新皇帝の登極に際して元老院は *Lex regia* と稱せられたる一個の議定によつて彼れに帝權を授けたのであるが、それは、單に古來の例式を嚴守せるに過ぎなかつた。第五に、共和政時代を通じて、元老院はグラツカスの時代に至るまで判事は總べて元老院議員の階級に屬したるの事實を離れては固有の司法權を有することがなかつたが、長官は嘗だに刑事裁判、即ち同盟者及び臣民の叛逆罪及び僞證罪並びに公安を危くする底の毒殺及び虐殺等の重大なる事件に在つて判事の顧問として行動せるに過ぎなかつた。帝政の下に在つては元老院は契約の破棄、伊太利亞内の騷亂、領域總督の職務上の非行及び苛求に關する訴訟、特に又た元老院議員の國事犯及び非行に關する場合には正式の裁判權を有して居つた。第二

世紀以後に至つて斯くの如き裁判權の全部は皇帝の法廷に移つた。第六に共和政時代を通じて選舉は惟り間接に司會官により、又た形式上の錯誤によりて選舉を無効ならしむる其の權利に基き、最後に又た選舉期日の指定を行ふによりて元老院の勢力の下に在つたのである。帝政時代に至つて元老院は皇帝チベリアスより執政官以外の凡ゆる長官を選任するの權利を得た。而も此の權利は其の候補者が皇帝によつて推舉せらるゝの事實によつて無意味なるものと爲つた。在位者が暴力によつて廢せられたる際に元老院の主張せる皇帝指定權も亦た軍隊の實權によつて其の僭稱せる廢黜權と等しく空虚なるものであつた。

傳説の傳ふる所にして眞ならば、平民殊に其の騎士階級に屬する者は早く既に王政の末期に於て元老院議員たるの資格を得たるが爲めに、彼れ等は *pates (eti) conscripti* の集合的稱名を以て呼ばれ、而して共和政の下に在つては平民は當初よりして之れが議員たるの資格を有して居つたのであるが、彼れ等は徐々に其の正裝たる *tunica laticlavia* (廣く紫の縁を取れる下衣) 及び *calceus senatorius* (四條の革紐を以て足に結ばれたる黒の革靴にして貴族の場合には新月形の釦金を以て飾られて

ゐる) を着するの權利を取得することを得たに過ぎなかつた。共和政時代を通じて元老院議員の選任は最初執政官の手中に存したのであつたが、後に至つて監察官に移つた。元老院議員は監察官によつて其の職を追はるゝに非ざれば終身之れを奉じた。上級長官たりし者が辭任後元老院に議員たることを要求し得たることは既述の如くである。是れ等の者に次いで尊重せられたる要求は *jus sententiae dicendae* を有したる平民の造營司、護民官及び凶事奉行並びに市民中の最も富裕なる階級即ち騎士の其れであつた。前者は其の任期の滿了と共に這個の權利を失ひ、後者は未だ何等の官職にも任命せらるゝことがなかつたとしたならば、*pedarii* と稱せられて他に比して下位に立ち、僅かに投票に参加することを得たるも單獨の意見を表明するの權利を享有することなく、單に他人の意見に對して其の同意を表明するの權利を有するに過ぎなかつた。凶事奉行も亦た正規的に元老院に加へられたる時、適法に元老院議員たるの資格を有する最少年齡を二十八才と定められた。時代の経過と共に護民官及び平民造營司は元老院に入るの法律上の權利を取得し、最後に凶事奉行も亦たスラの法制によつて之れを取得した。

王政時代に一百人より成れる元老院はタクウィニアスの放逐前に三百名に増員せられて久しく其の儘になつて居つたのであるが、スラは人民によつて選出せられたる三百騎士の數だけ元老院議員を増加し、新たに二十名に増加せられたる凶事奉行に對して其の任期の満了後、即時元老院に入るの權利を授與した。シザーは元老院議員の數を九百人に増加し、三頭政治の下に於ては一千人をすら越ゆるに至つた。而もオーガスタスは之れを六百名に限定し、元老院議員たり得るの年齢を二十五才と定め、而して少くとも一百万セスターシアス(*sestertius*)に相當する財産の所有を以て必要條件と定めた。帝政時代には皇帝は毎年元老院議員の名簿を公表した。著名なる伊太利亞人及び領域民も漸次之れに加入するを得るに至つたのであるが、後に至つては其の財産の一定部分を伊太利亞内の土地に投入するを條件とすることゝ爲つた。元老院議員中第一の階級を占むる者は會つて上級長官の職を奉じたる者であつて、最後の其れは未だ會つて何等の官職にも就きたることなき者である。 *princeps senatus* の稱號は監察官が其の名簿の劈頭に置ける一員即ち普通前監察官であつて、常に貴族たるの觀ある一員に與へら

れる。其の唯一の特權は司會官によつて其の意見を宣明することを最初に求めらるゝに在る。オーガスタス以來皇帝は暫く *princeps senatus* であつた。元老院を召集するの權 (*vocatio*) は初め王に屬して居つたのであるが、共和政の初めに於ては單に執政官及び攝政、總統及び副總統 (*magister equitum*)、總統が歩兵の長たるに對し、副總統は戰場に在つて騎兵を指揮するを以て其の任務の一とするが故に此の稱號がある)の如き臨時の長官に屬し、後に至つて護民官及び奉行にも亦た屬するに至り、更らに後に至つて執政官の同意若しくは命令を條件とするに至つたのであるが、帝政時代に於ては這般の制限は除去せられた。皇帝は又た之れを召集するの權力を有して居つた。

十三

兩階級の一致が成立してより幾許もなく貴族及び平民中の富裕なる者より新たなる貴族は發生して其の黨與の爲めに凡ゆる地位を略取するに至つた。既述せるリシニアス法中に包括せられたる諸規定は明確に相異れる二種の要素を具するものであつた。一つは「舊家」に對する「成金」の闘争を表示するものであり、他

は富者に對する貧者の闘争を表示するものである。在郷の小耕作者の多數が要望せる所のものは暴虐なる産業上の競争と大資本家の侵略とより救濟せらるゝことであつた。而してリシニアス及び平民黨の領袖の欲求せる所のものは官職に就くの資格であつた。平民の勝利が得られた時に其の領袖は舊貴族と結合するに至つた。斯くて新たなる貴族が形成せられた。新貴族の間に在つて門地を有する者は舊貴族の血統に非ずして最高の官職を奉じたる祖先を有する者であつた。固より新貴族は舊貴族の如く緊密なるものと爲ることはなかつた。特に平民が執政官職に就くの資格を得てより最初の一世紀は一方に於て羅馬が伊太利亞を征服しつゝありし紀元前三百六十七年より同二百七十二年に至る時代であつたが故に、出生賤しきも才能勝れたる者は執政官職を願ち得るの機會を有して居つた。然も大體に於て少數の支配階級は世襲たらんとする顯著なる傾向を有して居つた。而して漸次執政官若しくは元老院議員の家柄が執政官職及び元老院の缺員を全然獨占することはなかつたが、而も其の大部分を占領するの形勢を致したのである。而も何が故に舊貴族と平民との間に戦はれたる紀元前五

及び四世紀の闘争の一要素として認められたる古き貧富間の軋轢が等しく執政官及び元老院議員の家柄によつて占領せられたる新たなる貴族政治の時代たる第三及び第二世紀に於て行はるゝことがなかつたのであるか。何が故にそは紀元前第二世紀の後半に於てグラツカスが革命的精神を鼓吹するに至るまで鎮靜の狀態に在るを得たのであるか。

這般の疑問に對する解答は羅馬が此の時期を通じて行ひつゝありし數次の戦争の勝利に看出さる可きものである。紀元前二百六十四年より百三十三年に至る間に於て羅馬は最大なる世界的勢力たるの地位に進むに至つた。這個の進展は羅馬の經濟的基礎の改造によつて伴はれた。貨幣經濟及び投機取引は從來行はれつゝありし小農經濟を覆へした。二百六十九年に銀貨の鑄造が開始せられ、是れより五年の後に至つてカルタゴとの第一回の戦争が開始せられた。二百六十四年より二百四十一年に亙れる此の戦争に於てシ、リア及びサルジニアは羅馬によつて征服せられ、羅馬人は制海權の重要なる所以を體得し、斯くて彼れ等は艦隊を建設し、半ばは之れを戦争の目的に、半ばは商業上の利益に資せしめた

のである。造船業者及び商事會社は存在を見るに至つた。二百十八年より二百〇一年に互れる第二カルタゴ戰役は若しカルタゴの富力政治が更らに政事的睿智を有するか、羅馬の元老院の態度が更らに優柔不斷なるか、又は羅馬の人民にして更らに愛國の赤誠に乏しかつたとしたならば羅馬人の征服を終止せしめたであらう。是れ等の事情は古今を通じて最大なる軍事的天才たりしハンニバル(Hannibal)の成功を無効に歸せしめたのである。洵に「ハンニバルを破れるものは羅馬の人民に非ずして、カルタゴ元老院の失寵であつた」(Liv., xxx. 20.)。カルタゴは紀元前百四十九年より百四十六年に互れる第三次の戰役に於て全然敗滅に歸した。其の間に羅馬人は希臘、小亞細亞及び西班牙を征服した。貴金屬と奴隸とは羅馬に流入して此の強健なる古來の小農民國の根柢を危うからしめた。(Beer, op. cit., pp. 135-136.)

此の征服の時代を通じて羅馬の政府が農地分配上の不平を逸出せしめたる手段は亦た一個の市邦が如何にして廣大なる帝國を確く掌握するを得るかの難問題を解決せる手段と等しきものであつた。伊太利亞は歩一步と征服せられた、而して其の間に於て羅馬人は被征服者より其の土地の一部を強請するの常であつた。其の割合は普通三分の一であつたが、其の高は不同なりしもの、如く、時には其の全部が沒收せらるゝことすらあつた。這般の土地は一と先づ國家の手に歸して、其の大部分は富者が低き名義上の地代を支拂つて占有するに委せられたのであるが、尙ほ間々此の新たに征服せられたる土地の廣大なる面積が羅馬市民の間に分配せられて、彼れ等は自己の配分に對して完全なる所有權を有することが出來たのである。斯くの如きは多く植民地 (coloniae) の創設によつて行はれた。移民は新たなる獨立の國民を形成するに至るとなかりしが故に、普通の希臘植民地 (ἀποικία) と同じからずして、雅典の κληρονομία に類似する。羅馬人は常備軍を有する、となかりしが故に一種の守備隊として被征服都市に自己の都市の團體を移植するの常であつた。是れ等の團體は半ばは普通三百名に達する羅馬市民、半ばは更らに是れよりも數多き拉典の同盟者より成る、羅馬市民の植民地 (coloniae civium Romanorum) は特に伊太利亞の兩海岸を確保せんとするものであつて、是れが爲めに coloniae maritimae と稱せられる。數に於て遙かに是れよりも大なる coloniae

Latina は本陸に對して同一の目的に資するものである。是れ等の移住民は依然として完全なる資格を有する羅馬市民として存在するか、若しくは曾つて羅馬市民に非ざるラティアムの住民の有したる地位を占めて居つた。即ち彼れ等は一定の特權によつて他の羅馬の從屬的同盟者と相違して居つた。是れ等の特權中に在つて最も重要なものは一定の拉丁植民地に於て官職に就ける者が羅馬の市民權を取得し得ることであつた。是れに由つて是れ等の都邑に於ける最も才幹あり野心ある分子は絶えず羅馬市邦中に吸収せられた。半ばは斯くの如き方法に依り、半ばは言語及び種族の共同觀に依つて是れ等拉丁植民地の羅馬に對する綁束は大體に於て優に其の上に加へられたる最大なる緊張に耐え得るの強さを有することが明かと爲つた。即ちハンニバル將軍侵略の最暗黒時代の如きは是れであつた。而して又た是れ等の植民地は羅馬の議會及び軍隊の大部分を構成せる小農民の間に時々發生する傾向のあつた農地均分の要求を防止するの安全辨であつた。簡して又た他方に於て時々斯くの如き要求の一部は衛戍の義務を伴はざる公有地の分配によつて満足せしめられた。(Henry Sidgwick, The Develop-

ment of European Polity, 1903, pp. 151, 152.)

而も羅馬の移住民の地位は其の弱點を伴はざるものではなかつた。先づ第一に彼れ等の移住せる諸都邑の舊住民に對する彼れ等の關係は決して親善なるものではなかつた。是れ等の舊住民は大部分強制的に羅馬國民たらしめられたのであるが、政治的特權 (*cives sine suffragio*) を有することがなかつた。斯くて吾人は時々植民地が羅馬の侵入者に對して叛起し、之れを殺害し若しくは驅逐せるの事實ありしことを聞くのである。而も舊住民は早晚新市民と合一し、屢々 *suffragium* を取得した。斯くの如くして被征服民を吸収し、自國民に對して膨脹の餘地を與ふる二重の作用によつてチベリス (Tiberis) 河畔の植民地は紀元前第二世紀の中葉には武裝を行ふことを得る三十二萬八千の市民を有する國家と爲つたのである。而も是に至つて其の發達は一時停止を見たるのみならず、暫時退歩をすら來したのである。紀元前百七十七年以後に於ては同百五十七年にピシーナム (Picenum) なる唯だ一個の植民地に於けるの外は何等新たなる土地の配分ありしことを聞かない。富者の占領しつゝあるものを除いては最早伊太利亞内に分割せら

る可き公有地を剩さざるの觀があつた。而も富者は激烈なる闘争を経ずして之れを抛棄す可くも觀えなかつた。(ibid., p. 153.)

十四

カルタゴは紀元前百四十九年より百四十六年に互れる第三次の戦役に於て全滅した。其の間に於て羅馬人は希臘、小亞細亞及び西班牙を征服した。貴金屬と奴隸とは羅馬に流入して此の強健なる農民國の根柢を顛さんとしつゝあつたのである。

洵に貨幣は強大なる力を有するものであつたが、而もそれは全能無限なるものではなかつた。ダライオスと其の多數の外藩の財寶は亞歷山を防ぐことが出来なかつた。カルタゴの富は羅馬人の訓練と果斷とに打克つことが出来なかつた。貨幣は軍事上重要な役割を演ずることが出来る。而も闘争は事實上人と人との間に行はるゝものである。其の金力政治と其の貪婪なる力を伸長するが爲めに雇入れたる傭兵とを有するカルタゴは利得欲の體現であつた。是れに比して嚴格方正なる素質を有したる羅馬人は之れを打破ることが出来た。

而もカルタゴ文明の影響は次第に羅馬に於て顯著と爲つた。造船及び海戦の術はカルタゴ戦役の發端たるシ、リアに對する闘争に際して之れを學ぶの已むなきに至るまでは全然彼れ等に取つて未知なるものであつた。希臘人はフェニシアの二橈列船(diereis 拉丁の biremis)に倣つて其の三橈列船(triremas)を改良し、カルタゴ人は希臘を模倣として其の五橈列船(pentereis, quinquereme)を改良した。而して羅馬人は此の型を寫したのである。進歩せる科學的形態に於てカルタゴより羅馬に傳來せる第二の技術は農業の其れであつた。希臘人及び羅馬人(其の初めに於ては)は宛も自己の家族の所要を満足するを以て目的とする郷紳の態度を以て其の地産を經營したのである。然るにカルタゴ人は有利なる職業として農業に従事したのである。斯くの如き方法は羅馬に於て採用せられた。カンパンヤ(campagna di Roma)地中海とサビン及びアルパンとの間に存する羅馬を圍れる一大平野に於ける大農場(latifundia)はカルタゴ戦役の間に於て更らに普遍的と爲つた。大農場はカルタゴの典型に倣へる利潤を目的として經營せらるゝ資本的地産であつた。occupatio によつて永代使用に致されたる未耕作の國有地は斯く

の如き地産の基礎を形成するものであつて、其の占有者は購入若しくは強制的攪有によつて隣接の地産を取得して之れを擴張した。集中的農業最古の痕跡は奴隸に對して一定の割合を以て自由労働者を使傭す可きことを要求せる彼の紀元前三百六十七年の法制中に之を認めることが出来る。史家アピエーナス (Appianus) は大農場を以て徐々に發達せる害悪と做してゐる。(Bell. Civ. I. 7-10.) プリニウス (Gaius Plinius Secundus) の意見に従へば、それは伊太利亞の一般的破壊を來さしめたるものである。(Latinitia perdidere Italiam. — Naturalis Historia, xviii. 35.) 而してそれは治療が病患よりも却つて危険なるを看出さるゝに至るまで増長するに委せられた。(Mommsen, op. cit., I. S. 457, II. 362-393.) 後世に傳はれる極めて僅少なるカルタゴ文献の斷片中にメーゴ (Mago) の農業に關する論述の斷篇がある。此の書は著しく嘆美せられたるものであつて、羅馬の作家は孜孜として之れを模寫するに努めた。カルタゴの農耕に關する知識は恰も羅馬の農業地方の状態が其の實施を可能ならしめたるの時に此處に到來したのである。(Cunningham, op. cit., p. 150.) 幾次の戰役(殊に第二カルタゴ戰役)は舊貴族及び平民階級の大部分を滅亡せし

めたるが故に破壊の事業は愈々容易であつた。羅馬は斯くの如き力の排出から永く恢復することがなかつた。羅馬は其の物質的勢力の頂點に於て存したるの時、既に其の精神的滅亡を開始したのである。伊太利亞に於ける羅馬の勢力は其の自然的利益の上にも亦た其の取得せる富の上にも存するものに非ずして、共同の利害と相互の一致とに依るものであつた。其の勢力は管だに物質的根柢の上に建設せられずして精神的基礎の上に立つものであつた。それは羅馬が他の人民をして長く從屬せしむるに足るの手段を有したるに非ずして、羅馬が支配的組合員としての彼れ自身の統率の下に之れを結合して一國家を形成するに在つた。然るに此の海外膨脹の時代は廣大なる地域が被征服領土として組織せられたる點に於て伊太利亞に於ける其の勢力擴張の時代と相異なる。伊太利亞戰役に於て取得せられたる土地は既述の如く公領地に加へられて、其の市民に貸出された。然るに羅馬人によつて取得せられたる伊太利亞の境界外の領土即ち Provincia に於ては舊來の住民をして貢税を支拂ふの状態に残存せしめたのである。羅馬に於て tributum として知られたる租税は之れと別個の性質を有するものである。

tributum は固く戰時國庫の力のみを以て不十分なるの時殊に國家が初めて兵士の給金の支拂を引受くるに至りたる、紀元前四百〇六年以後千分の一乃至三の割合に於て *res mancipi* に對し市民より徴收せるものであつた。其の戰役が終りたる時、斯くの如き金額は貢付若しくは戰利品より償還せらるゝの常であつた。紀元前百六十七年に於けるマケドニア征服の後に至つて領土よりの収入は著しく大と爲れるが爲めに市民は法律上之れより免除せらるゝことはなかつたが最早其の支拂に服することなきに至つた。貢税支拂の義務を課し、總督によつて支配せしむるは征服せる領土に對する東邦流の方法であつた。而して羅馬人は從來カルタゴ若しくはマケドニアに屬したる土地よりして既に是れ等の地方に行はれたる貢税徴收の方法を傳承せるに過ぎなかつた。洵に羅馬人の取立てたる貢税は彼れ等の取つて代れる支配者の要求に比して決して苛重なるものではなかつた。然しながらそは伊太利亞の人民が之れに服することを強制せらるゝことのなかつた隷屬の永續的標證であつた。(Cunningham, op. cit., p. 161.)

十五

此の戰役は國家に對して貸付を行ひ、法外なる價格を以て船舶糧食及び軍需品の供給を行へる資本的商人及び商會社の發達を助けた。彼れ等は國有地及び被征服諸邦に於ける鑛坑を借入れ、租税を徴收し、大農場に奴隸を供給した。*Peet* は羅馬の資本を以て其の戰場の鬻狗 (*hyena*) に類するものであると稱してゐる。そは羅馬軍の獲物を貪り食ひ、征服せられたる諸邦を搾取する。(op. cit., p. 137.) 元老院議員級の貴族團體も企業を行ふに至つた。彼れ等は其の所領の収益を船積するに制限せられ、投機に参加するを妨げられた。而も事實上彼れ等は容易に領土を搾取する大資本的組合に参加するの機會を看出すことが出来た。

公務請負人 (*publicani*) は資本家中の最も顯著なるものであつた。*publicani* は國家の凡ゆる部局の事業を請負ふ者に對して與へられたる名稱である。王政時代の公事業は政治的強制の下に遂行せられたのであるが、共和政時代の初期に於て公務請負人は顯著なる地位を占むるに至り、紀元前第二、三世紀に於ては到る處に勢力を振ふことと爲つた。(Polybius, vi. 17.) 租税 (*vectigalia*) の徴收は有給吏員によつて行はれずして、一定の額を支拂つて一定期間其の取立を請負へるものによ

つて行はれる。是れ等徵稅請負人は騎士階級に屬する。元老院議員は斯くの如き業務に従事することを得ない。領土の貢稅は貨幣を以てすると穀物を以てすることを問はず彼れ等の作業に對する有利なる界域であつた。貢稅の徵收に際して「稅吏人」の名をして新約全書に於ける惡名の標語たらしめたる暴利の機會があり、其の徵收せる貨幣若しくは收益を羅馬に回送するに際して亦た有利なる投機の機會があつた。諸領土に於ける諸般の租稅は監察官によつて全體として貸出されたるが故に、彼れ等は一種の組合組織を行ひ (societas publicanorum)、其の組合員 (socii) は彼れ等の投下せる資本に比例せる報酬を受けた。其の中の或る者は富者の合名會社であり、或る者は participes によつて株主の爲めに經營せらるゝ株式會社であつた。(A. Deloune, Les manieurs d'argent à Rome, étude historique, 2. éd., 1892, p. 155.)。株式の數は多かつた。資本主は直接に之れを購入するか、若しくは其の利子を企業の成功に依らしめて會社の株主に對して貸付を行ふことが出來た。株主の責任は有限であつた。彼れ等は時々其の持株を賣拂ふことが出來た。其の價格は市場の動搖に従つて高低した。一般的管理は年々其の職を退き、其の帳

簿は年々検査せらるゝ羅馬に於ける中央取締役 (magister societatis) に委せられた。彼れは其の下に細務を管掌する多數の書記を有して居つた。收入を徵收す可き領土には其の代理人 (pro magister) と書記とが居つた。領土と首都との間に浩瀚なる通信を往來せしむるが爲めに常備の飛脚 (tabellarii) 團があつた。會社の法律上の首長は hanceps と稱せらるゝ一員であつて、彼れは公賣に於て入札を行ひ、監察官と契約を締結し、其の條件を履行するが爲めに必要なる保證を提供し、會社の契約に對して政府に責任を帯ぶるものである。領土に於ては前掲の Pro magister の下に實際の收稅人たる土着民の代理人が存在して居つた。彼れ等は多く極めて低き階級に屬するものであつた。猶太人の間に特に不評なりし「稅吏人」は是れであつて、羅馬に於ける騎士階級ではなかつた。

會社の存續期間は一ラストラム即ち一の監察官職と他の監察官職との間の期間であつた。帝政時代に於ては常に五ヶ年であつて、それは三月十五日に始り、ラストラムの終に於て終止するか若しくは組織を新たにした。請負へる租稅の種類によつて Publicani は種々なる名稱によつて呼ばれる。最高の階級 decumani は舊

占有者より取得せられたる農地の収益の十分の一即ち *decuma* の請負人である。*pecuarii* 若しくは *scriptuarii* は國有牧場の使用に對して徴する租税 *scriptura* の請負人である。*conductores portorium* は輸出入税其の外即ち *portoria* の請負人であつた。彼れ等は最大可能なる利得を擧ぐるが爲めに領土の人民に對して最も殘忍なる壓迫を加へた。領土民の有したる一縷の救済の望は總督に懸つて居つた。本來總督は請負人と納税者との間に介入して苛酷なる徴收者を戒め、滯納者を促す可きものであつた。而も事實上彼れ等は有力なる組合を恐れて後者を援助し得ることが稀であつた。(Cicero, ad Familiares, XIII. ix. 2.) リヅィアスは曰く「請負人の入り込める所に於ては何人に對しても正義若しくは自由は存しない」と。

シ、リアに於てはヒエロン王 (Hieron) によりて制定せられ、羅馬人によつて確認せられたる *Lex Hieronica* によつて租税請負は嚴密なる制限を受けて居つた。ヅエルリイズは法を犯してシ、リア徴税組合の株式を所有し、是れ等の法規を無視したるも、略々彼れの時代に於て此の地を調査せる元老院の委員は是れ等の法規を以て最善可能のものと確認した。シリアに於ては請負人の收斂は確定的租税

支拂の制度によつて抑制せられた。然もサルデイニア、希臘及び特に富裕なる亞細亞の諸領土に於て彼れ等は十分に其の牙を振ふことが出来た。

紀元前百八十四年元老院は監察官の判定せる徴税請負契約を落札者に對して不正のものと做して取消さんとした。恐らく元老院議員中には其の利潤を危懼する間接の株主が存在せるに由るものであらう。西班牙並びに希臘人及びフェニシア人の訪れたる總べての國々の鑛坑も亦た漸次羅馬共和國の所有に歸するに至つた。是れ等の鑛坑並びに各種の石坑は *publicani* によつて採掘せられた。軍用大道路、港灣若しくは廓堂 (*basilike, basilica*、聽訟所又は公會所等に用ひられたる長方形の公建築物) の建設も亦た同一方法によつて行はれた。リュウクリナスの湖 (*Lucus Lucinus*) に牡蠣を採るの権利も一組合の占むる所であつた。鹽坑は極めて古くより獨占たりしものであつて、其の始初を紀元前五百〇八年に遡ることが出来る。羅馬市民の大部分は是れ等企業 of 株主と爲り、公所及び其の廓堂は株式取引所と化するに至つた。國內に於ける最も有力なる人士は直接若しくは間接の投機業者と爲つた。羅馬の貴人は其の銀行家の床店より數歩にして元老院に達

することが出来た。此處に彼れ等は嚴肅なる元老院議員として西班牙若しくはシリアに向へる軍隊によつて實施せらるゝ命令を傳へたのである。

請負人によつて政府の請負事業として行はれたる作業の外に、貸金業者の私的企業の餘地が大であつた。彼れ等は negotatores と呼ばれたる一個の階級に屬する。後期共和政時代の有名なる金融業者パブリウス・シチエイアス (Publius Sittius) はモーレタニアの王に巨額を貸付けた。ブルタス (Marcus Junius Brutus) は不幸なるカツパドシアのアリオバゼーニース三世 (Ariobazanes III.) に對して貸付を行つた。

彼れは Scipius 及び Manlius なる二人の友人を有し、彼れ等をして自己の代理人として活動せしめた。惟りブルタスのみならず、カシアス (Cassius) アントニアス (Marcus Antonius) ムラ及び大ポンペイアスすら法外の利率を以て短期の貸付を行ふ金貸と爲り、四割八分乃至七割の利子を天引きして慙する所がなかつたのである。ツェルリズはシ、リアを涸竭せしむるに成功し、羅馬史家サラスチアス (Caius Sallustius Crispus) はネーシディアの總督時代に於ける鹵掠の結果によつて、軍神丘 (Mons Quirinalis) に希代の樂園を建設した。シリシアの總督であつたキケロは利子を一

割二分に低減し、遲滞若しくは書換の場合に手数料を徴したるが爲めに此の地方の恩人なりと自信した。

十六

國家最高の官吏は買収し得らるゝものと爲り、百六十年以後に於ては元老院すら賄はるゝを得るものと思惟せらるゝに至つた。第二カルタゴ戦役は羅馬の兵士に對すると等しく其の富者に對しても亦た彼れ等の愛國心を示すの機會を與へた。曾つて政府が極度の財政困難に陥りたる時、羅馬の貨幣階級は政府が償還す可き貨幣を有したるの時に之れを償還す可き單なる契約以外に何等の保證なくして空虚と爲れる國庫を填充するが爲めに進んで巨額の貸付を行つたのである。而して他の會社は又た中止せられたる公事業を引受け、破産せる國家に向つて報償を戦争終了後に期待す可きことを言明した。然るにカルタゴより擄取せる巨額の償金が羅馬の國庫に流入し始めたる時より、羅馬共政國は殆んど貨幣を缺くことなきに至つた。公務殊に被征服國王を劫掠し、被征服都市を掠奪し、戦慄しつゝある亞細亞人若しくは可憐なる希臘人を強擄するを得たる國外の勤務は

最早何等の負擔を將軍 (Propraetor) 即ち前奉行にして領土の總督として國外に派遣せられたるものに課するものに非ざるのみならず、其の就任の際よりも富裕の程度を増加することなくして此の名譽職を退ける者は極めて稀れであつた。初めて羅馬の官吏(イリリア (Illyria) 事務官が外國君主より收賄せる事件の起つたのは紀元前百七十一年のことであつたが、爾後斯くの如き事件は絶えず發生して、終に事實上羅馬を支配しつゝありし者の大部分に對して贈賄せる紀元前百十一年のニューミディア王ジュガイザア (Jugurtha) の事件を見るに至つた。彼れは羅馬を去るに臨んで後方を顧みて曰く「都市は賣物であり、そは買手を看出すや否や朽腐す可き運命のものである」(Urben venalem, et mature perituram, si emptorem invenerit.)²⁾ (Liv. Epit. 64.)。

紀元前四百三十二年の平民會議の決議によつて公所の周圍を徘徊して交易の爲めに來れる農民に對し其の投票を懇請する候補者は注意を惹くが爲めに顯著なる白衣を着することを禁せられ、次いで同三百五十八年には Lex Poeteliaによつて特に人民の群集する市日に徘徊することを禁せられ、同百八十一年には不法の

運動を行へる罪證ある者は十ヶ年間候補者たるの資格なきものと宣言せられた。(Lex Cornelia Baebia.) 次いで百五十九年の Lex Cornelia Fulvia 百十九年の Lex Maria 並びに Lex Fabia が發せられた。即ち不正選舉運動 (Ambitus) が早くより存在して居つたことは是れ等 Lex de ambitu の存在によつて明かであるが、共和政の末年に至つて特に甚しきものと爲つた。是に於て乎紀元前六十七年の Lex Aelia Caipurnia は選舉の響應を以て所罰せらる可きものと做し、キケロが執政官たりし同六十三年の Lex Tullia は之れを犯す者は十ヶ年の流刑に處せらる可きことを命じ、立候補前二ヶ年間は總べての公競技を開催し若しくは彼れ等が投票を求めて巡回を行ふに際して彼れ等に附添ふ者を雇入るゝことを候補者に禁じた。次いで同五十五年の Lex Licinia は選舉人の組合を禁止し、選舉法違反者を裁判する特殊の方法を設けた。蓋し専門の政治的周旋人 (interpretes) は羅馬の種族を更らに小にして更らに繰縦し易き部分に指定し、選舉人を俱樂部及び團體に排列し、各部分の投票に對して之れと示談を行ひ、選舉會議に腹心を入り込ませしめ、選舉の遂行に際して相違なく約定の報酬の拂ひ渡しを行へるものであらう。紀元前五十二年の Lex

Pompeia は政治的結社を禁止し、更らに刑罰を重くした。是れよりして幾許ならずしてシーザーの時代が來た。彼れは後世の Sir Robert Walpole と等しく「總べての人が其の價格を有することを知つて居つた」。選舉は單に彼れ及び後に至つては三執政職 (Tresviri, Triumviri) の一人の意志の記録と爲つた。臆がて十八年のオーガスタスの Lex Julia は候補者が法律を遵奉するの保證として十萬セスターシアスを其の運動開始以前に供託す可きことを規定した。(William Stearns Davis, The Influence of Wealth in Imperial Rome, 1910, pp. 13, 14)。

紀元前六十一年クロードイアス (Claudius) が神物褻瀆の罪に問はれたる時、萬人悉く彼れの罪跡を知悉せるに拘らず五十六人中三十一人の判官が彼れを以て無罪なりと做せるが如きは黄金の光が羅馬の法官を眩惑せしめたる著例として擧ぐ可きものである。破廉恥なるエジプト王プトレメウス・オーリチース (Ptolemaeus Auletes) は紀元前五十八年に元老院を買收した。選舉人若しくは有力なる黨派の首領を買收するよりも其の嬖妾を買收する場合が頗る多かつた。曩きに言及せるヴェルリリーズの妾及びシリシヤの領土を望める際にリュカラス (Lucius Licinius Lucullus) が歡心を買ふの必要に驅られたる有力なる護民官セヂーガス (Cethegus) の權妻プレーシイア (Præcia) の如きは是れである。亞細亞の主權者等は生命及び權力を維持するが爲めに羅馬の將軍及び其の幕僚に對して高價なる贈與を行つた。斯くて猶太の君主アリストオプユラス (Aristobulus) は五百タレンタムに値する金の葡萄樹をポンペイアスに贈り、三百タレンタムを副將 (Legati) ガビニアス (Aulus Gabinius) に四百タレンタムを一兇事奉行に與へた。レバノンなる盜賊國の君主プトレミアス (Ptolemaeus Mennai) はポンペイアスより一千タレンタムを以て自己の安泰を購つた。ポンペイアスは之れを以て其の軍隊に報ゆるの常であつた。カッパドシイアの王エリオーバアゼーニーズ (Ariobarzanes Philoromæus) は同じくポンペイアスに毎月三十三タレンタムを支拂つたが、そは彼れが債務の利子に達しなかつた。カピニイアスは又たシリアの總督たりし際に諸領土より四億セスターシイアスを搾り取つた。最後にクラッサス (Marcus Licinius Crassus Dives) はエルサレムの殿堂より一萬タレンタムに相當する財寶を略取したと稱せられてゐる。(ibid., pp. 15, 16)。

初めてシ、リアを征服してより羅馬人は最大可能なる貢税を收むるを目的として其の領土に臨んだ。洵に領土は「羅馬民の所有地」(praedia populi Romani)であり、其の人民は「支拂はざるを得ざる者」(supendarius)であつた。羅馬の將軍及び總督は其の領土の人民を搾取し、國庫を満すの訓令を擴張して私腹を肥すの用に供せざる者は稀であつた。夙に紀元前百九十八年監察官ケートー(Marcus Porcius Cato)はサルデニアに於ける一定の不正なる收歛を防止しなければならなかつた。希臘のアングレーシア人及びゴールのセノイメーナイ人の中に不平の聲が高かつたが、同百七十一年、西班牙よりの使節は元老院に於て正式に其の總督の貪欲及び暴慢を訴へた。同百四十九年には領土の抑壓を防止せんとして、而も殆んど何等の効果なくして終れる諸法制中の最初のものたる Lex Calpurnia が發布せられた。領土に於ける瀆職 (repetundae) 即ち其の人民より強請せる高の回收及び之れに對する刑罰を規定せる法制は是れを初めとして約百三十四年の Lex Junia、約百二十二年の Lex Acilia、約百十一年のグローシア (Glaucia) の Lex Servilia、八十一年のストラの Lex Cornelia、五十九年のシーザーの Lex Julia 等を算へることが出来る。本來總

督は一年を任期として派遣せらるゝの常であつたが、之れに對して資格を有する前執政官及び前奉行の數は大ならざりしが爲めに、羅馬に於て聊かの運動を行ふ時は其の任期を延長し得るの習ひであつた。斯くてヴェルリーズはシ、リアを、フオンテニアス (Foncius) はゴールを、クインタスキケロ (Quintus Tullius Cicero) は亞細亞を三ヶ年間支配した。マールカスキケロはシリシアを保有すること僅かに一ヶ年であつたが、彼れは羅馬に向つて去らんと欲したるも、容易に退去すること能はずして、終に代官を留めなければならなかつた。彼れ等は最初の年に於て自己の爲めに、第二年には彼れに其の職を得せしめたる黨與の爲めに、第三年に彼れ等にして其の勤務の終に於て瀆職の罪に問はれたる時は求刑者を沈黙せしめ、判官を軟化せしむるに十分なる利得を擧ぐることが出来た。紀元前四年より六年に互つてシリヤの總督であつたヴェラス (Publius Quintus Varus) は「貧しき人として富める國土に入り、富める人として其の國土を貧困の状態に委して去つた。總督にして若し怯懦なる都市よりの贈與と富裕なる訴訟者よりの謝禮のみを以て足らざる時は、他に幾多の強壓手段を有して居つた。領土民の寶函より貨幣を流出せしむ

るが爲めに彼れ等の使用せる慣用の手段は彼れ等に對して軍隊の宿舍を課するに在つた。時には元老院の特殊の決議を経ずして之れを行ふこと能はざる旨を都市の特許狀中に約定する場合もあつたが(ピシディアに於ける Thernesus の如き)斯くの如き特惠を受けたるものは多くはなかつた。領土民は其の支配者に定時の支拂を行つて這般の禍患を免るゝの常であつた。斯くの如きはシリシアの殷富なる諸都邑の行へる所であつて、キケロはキプロスの人民が這般の目的の爲めに二百タレンタムを積立てたる事實を物語つてゐる。キプロスのサラミスには總督の好意を購ふが爲めに市政府が年々準備せる「奉行基金」が存在して居つた。キケロが之れを受くることを控へたる時、喫驚せる市民は之れを以て市債の支拂に充てた。

理論上に於てはキケロの言の如く「賣手が自己の價格を以て賣ること能はざる際には購買に非ずして、偷盜と思惟せらるゝが故に、總督は其の領土に於て何物をも購入することを許されざるものである。蓋し總督は彼れにして一度び購入せんとするや賣品たると否とを問はず、總べて其の欲する所のものを取得するを得

たるが爲めである。奥西班牙の總督ピソ (Lucius Piso) は指輪を失へる際に金匠をして Corduba の公所に於ける其の法廷に來らしめ、公衆の面前に於て必要なる金を量出して指輪を製造せしめたと傳へられてゐる。正直なる總督が特に斯くの如き慎重なる注意の必要を感じたるは當時に於ける一般の慣行を物語るものである。キケロは羅馬人中稀れに看る清廉潔白の士であつた。彼れは紀元前五十年より五十年に互る其のシリシア總督時代に於て俸給を受くることなく、又た僅かに其の經費を補ふに足るだけの貨幣及び實物を徴するに過ぎなかつたと思像せられてゐる。而して其の領土シリシアは他に比して貧小なるものであり、彼れは僅かに一ケ年間存在せるに過ぎなかつた。然も彼れは此の地より二百十萬セスターシイアスを齎した。シーザーを殺したるカシアス (Caius Cassius Longinus) が紀元前四十三年を以てシリシアに降りたる時、彼れは其の都ターサスに於て一千五百タレンタムの巨額が支拂はるゝまで市民に對して兵士の宿舍を課した。市民は總べての公有財産を賣り、神殿に於ける凡ゆる神聖なる器具と貴重なる裝飾とを貨幣に鑄造し、終に長官は自由民を奴隸に賣つた。先づ少年少女から始め

て、次いで婦人並びに幾許をも齎すことなき老衰の男子に及び、最後に成年に至つた。彼れ等の多數は自殺を行つた。(ibid., p. 22.)

十七

長き戦役の間に著しく其の數を減じたる自作小農民は半ばは領土より輸入せらるゝ低廉なる穀物の競争に由り、半ばは土地所有權の取得によつて其の身に箔を付けんことを欲せる成金によつて買収せられたる結果として次第に消滅した。小農場の廢墟の上に大農場は形成せられた。小規模の耕作は奴隸を使役せる大規模の搾取と爲つた。麥圃は葡萄園及び牧場と變じた。生産的勞働は愈々益々奴隸によつて遂行せらるゝこと多きを加へた。曾つて百戸乃至百五十戸の自由農民を支持せる土地は結婚を行ふことなく従つて又た子孫を有することなき約五十名の奴隸によつて耕作せらるゝに至つた。地方及び都市の自由勞働者は失職の境涯に陥りて、羅馬に吸収せられ、此處に彼れ等は穀物の公供給に依頼する浮浪者として生活し、公競技によつて浮々と其の日を送り、投票權を有する家畜として使用せられた。富は一部少數者の手中に集中せられた。紀元前百〇四年に於

て一護民官は辛じて二千人の富者が全國に存するに過ぎざることを歎じてゐる。斯くて強烈なる社會的不安の原因は作用しつゝあつたのである。(Beer, op. cit., p. 138.) 第二世紀の史家フロラス (Ammianus Florus) は記して曰く「我れと我が力によつて破滅するまでに大と爲るよりも、寧ろシ、リア及び亞弗利加を以て満足するか、若しくは是れ等の地方をすら領有せんとすることなくして、依然伊太利亞を享有することが羅馬の人民に取りて得策に非ざりしや否やを疑ふ。蓋し甚しき幸運以外の何物か克く斯くの如き國內の紛亂を生ず可き」と。

(附記) 本稿は未だ完成せるものに非ざるも、二ヶ月に亘れる本誌の休刊は一先づ茲に筆を擱いて、更らに殘稿を後日に俟つの已むなきに至らしめた。